

佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画について

(1) 計画の法的位置づけ

佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画は、それぞれ以下の法令に基づき策定する。

市の名称	根拠法令	法令で定める名称	内容
佐世保市老人福祉計画	老人福祉法第20条の8第1項	市町村老人福祉計画	市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。
	同法第20条の8第6項	市町村老人福祉計画	市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
佐世保市介護保健事業計画	介護保険法第117条第1項	市町村介護保健事業計画	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
	同法第117条の4第1項	市町村介護保健事業計画	市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画策定・実施期間について

① 計画策定のスケジュール

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1期計画策定年度	第1期計画期間						第2期計画期間	第3期計画期間	第4期計画期間	第5期計画期間	第6期計画策定年度					
	第2期計画策定年度	第3期計画策定年度	第4期計画策定年度	第5期計画策定年度	第6期計画策定年度											
						第3期計画策定年度	第4期計画策定年度					第5期計画策定年度				
			第3期計画策定年度	第4期計画策定年度	第5期計画策定年度											
		第3期計画策定年度				第4期計画策定年度	第5期計画策定年度									
第3期計画策定年度	第4期計画策定年度		第5期計画策定年度													

※ 第1期および第2期計画は5カ年計画で、3年ごとに計画策定としていた。
第3期以降は、3カ年計画で3年ごとの計画策定となっている。

現計画の期間 平成21年度 から 平成23年度 まで
次計画の期間 平成24年度 から 平成26年度 まで

② 現計画（第4期計画）の主な内容

- 第 1 章 佐世保市における保健・医療・福祉施策の基本理念
- 第 2 章 施策体系図
- 第 3 章 サービスの提供体制とアンケート結果
- 第 4 章 主な課題（共通事項）への対応について
- 第 5 章 サービスの現状と計画
- 第 6 章 介護保険にかかる事業費の見込み
- 第 7 章 老人保健及び高齢者の健康維持
- 第 8 章 住みやすいまちづくりの推進
- 第 9 章 ボランティアの推進

(3) 計画策定のポイント

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

介護保険事業計画

第4期までの主な記載事項

- 日常生活圏域の設定
- 介護サービスの種類ごと
の見込み
- 施設の必要利用定員
- 地域支援事業



第5期から地域の実情を踏まえて 記載する新たな内容

- 認知症支援策の充実
- 在宅医療の推進
- 高齢者に相応しい住まいの
計画的な整備
- 見守りや配食などの多様な
生活支援サービス